特　記　仕　様　書

業　務　名　　留萌市子ども発達支援センター除雪業務

この業務の特記仕様は、下記によるものとする。

１　一般事項

（１）本業務は、「除雪業務処理要領」に基づき履行すること。
（２）作業の実施に当たり交通事故及び労働災害の防止に努めること。
（３）作業の実施に当たっては、事前に作業区間・内容等を業務担当員に報告すること。
（４）災害等の緊急事態対応については、別途協議とする（業務処理計画書に、緊急時の体制及び連絡方法を記載のこと）。
（５）委託業務開始時までに業務処理計画書を提出すること。
（６）苦情処理簿はその都度速やかに提出すること。
（７）工事数量総括表の数量欄の数量は参考資料であり、予定数量ではないので除雪費の削減に努めること。
（８）受注者は関係法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両及び不法軽油等を使用しないこと。
（９）その他、特記仕様書に記載されていない事項については、業務担当員と協議すること。

２　作業時間

（１）作業の始業終業時間は、原則として次のとおりとする。

工　種	作　業　時　間		備　考
	始　業	終　業	
新雪除雪	３：００	７：３０	路面整正、拡幅等は運搬排雪による

除　雪　業　務　処　理　要　領

１　適用範囲

（１）この要領は、留萌市が委託した除雪業務（以下「業務」という。）の処理に適用する。

（２）業務の処理に係る事項は、委託契約書によるもののほか、この要領によるものとする。

２　法令の遵守

（１）受注者は、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

３　委託路線

（１）除雪委託路線の区間、種別、実施工種、確保幅員は、設計図書及び本要領に定める。

４　業務処理計画書

（１）契約書第８条に定める業務処理計画書には、次の事項を記載し提出しなければならない。

①　作業要員の構成及び作業命令系統
②　除雪機械等の配置計画及び除雪経路、新雪除雪所要運行時間表（一般的降雪時）
③　除雪作業方法
④　情報連絡体制
⑤　除雪機械運転員等の氏名及び免許・資格
⑥　安全管理、訓練、講習等の具体的計画
⑦　その他

５　業務処理責任者等

（１）受注者は、業務の処理について業務処理責任者及び主任技術者を定め、第１号様式により発注者に通知するものとする。

（２）主任技術者は、当該地域における道路の除雪に関する業務について、概ね５年以上の経験を有するものであること。

（３）業務処理責任者は、契約図書に基づき業務の管理及び統括を行うものとする。

（４）業務処理責任者は、業務の処理に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

６　事前準備

（１）受注者は、契約後速やかに委託路線の路面及び施設等の状況を調査把握し、業務担当員と業務内容、実施方法等について協議を行うこと。

①　マンホール蓋、排水蓋、凹凸等の路面状況
②　工作物、占用物件の位置等の作業の支障箇所
③　人家、沿道工作物、歩道、投雪場所、堆雪スペース、雪崩危険個所等の沿道状況
④　雪堆積場、運搬経路
⑤　構造物からの落雪箇所等交通に危険が予測される箇所
⑥　その他

（２）必要箇所にスノーポールを設置するとともに、防護柵、マンホール蓋、縁石等の作業の障害となる箇所には標示板を設置し、工作物や除雪車の破損防止措置を講じなければならない。

７　用地等の使用

（１）発注者から業務用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持管理するものとする。また、業務処理上受注者が必要とする作業用地については、受注者の責任において確保するものとする。

８　業務の運転員

（１）業務で使用する除雪機械の運転に必要な免許・資格は、下表のとおりとする。

（２）除雪機械の運転にあたってはその構造形状、機能等の十分に熟知していなければならない。
（３）除雪作業の安全を確保するため、指定する除雪機械には、原則として助手を同乗させなければならない。
（４）助手は除雪作業、機械操作、誘導、交通整理等を習熟している者とすること。
（５）助手は、必要に応じ誘導員を兼ねるものとする。

機　械　名	所有すべき免許及び資格		助手	備　　考
ロータリ除雪車	大型特殊免許		要	除雪幅 1.6m 以下 助手不要（小型Ｒ）
除雪ドーザ （装輪式）	大型特殊免許	車両系建設機械技能講習終了または同等以上の資格	否	

９　作業工種
（１）除雪業務の作業工種はおおむね次のとおり区分する。

工種区分	作　　業　　概　　要
新雪除雪	路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウによる比較的高速作業が可能な状態をいう。
運搬排雪	市街地や人家連亘部等堆雪スペースの狭い箇所で、降雪や除雪作業により雪堤が成長し路側への堆雪、拡幅余地がなくなったとき、堆積した雪を所定場所に運搬し排除し幅員や堆雪スペースを確保する作業で、車道部の堆雪のみを排除する拡幅排雪と歩道部を含めた堆雪を排除する。
附帯除雪	機械による除排雪が不可能な箇所の作業、融雪時の水切作業、氷柱除去作業等、その他人力による作業をいう。

１０　業務の準備
（１）受注者は、常に気象情報に留意し異常気象等に備えること。
（２）受注者は、受託路線の路面状況等を把握しておかなければならない。
（３）受注者は、常に作業を実施できるよう準備体制を整えておかなければならない。
（４）受注者は、業務を効率的に実施するため、必要がある場合や下記の状況となった場合は除雪巡回を実施し、路線の状況を把握しなければならない。
① 断続的な降雪により路面の積雪状況が不明なとき。
② 局地的な降雪や風雪、地吹雪等により吹き溜まりの発生が予測されるとき。
③ 大量降雪のあった後及び気温が上昇したり、降雨があったとき。
④ 基準に達しない降雪が連続して圧雪が成長したり､路面に不陸､轍掘れの兆候がみられるとき。
⑤ 凍結路面の発生が予測られるとき。
⑥ 関係機関、住民等から情報提供があったとき。
⑦ 業務担当員の指示によるとき。
⑧ その他交通障害が発生したとき、又はその恐れがあるとき。

１１　業務処理状況報告
（１）受注者は、除雪作業を実施しようとするときは、作業実施前に、降雪量、天候、路線、区間、工種、使用機械、作業開始予定時間をＥメール・ファクシミリ又は電話で業務担当員に報告しなければならない。
（２）受注者は、作業を実施した場合は、作業終了後速やかに、作業時間及び交通確保状況等をＥメール・ファクシミリ又は電話で、業務担当員に報告しなければならない。

（３）受注者は除雪作業を実施した場合、除雪作業日報（第２号様式）を作成し提出しなければならない。また、除雪作業日報には、除雪機械運転日報（第３号様式）（タコメータの写しを含む）、人力除雪作業日報（第４号様式）、運搬排雪作業日報（第５号様式）を作成し、添付しなければならない。　なお、提出頻度は毎月１０日、２０日及び月末の３回とする。

（４）受注者は、毎月１０日、２０日及び月末の３回、除雪業務処理状況報告書（第７号様式、第７号様式その２）を作成し、除雪作業日報とともに提出しなければならない。

１２　業務実績報告

（１）受注者は業務完了時、業務実施報告書（第９号様式）に下記の書類を添付のうえ、業務担当員に提出し確認を受けること。

提出様式	名　　称	提出基準日	提出期限
第９号その２	業務実績内訳書	業務実施完了時	左記同

（２）受注者は部分払いを受けたい際、実績確認請求書（第１０号様式）に下記の書類を添付のうえ業務担当員に提出し確認を受けること。

提出様式	名　　称	提出基準日	提出期限
第１０号その２	業務履行実績内訳書	部分払い請求時の月末	左記同

１３　実施基準

Ⅰ　作業時間帯

（１）除雪作業の始業時刻及び終業時刻は各工種毎に、特記仕様書に定める。

（２）除雪作業は、交通が混雑する時間帯を極力避けること。

（３）原則として、通勤通学時間帯までに作業を完了しなければならない。やむを得ずこの時間帯に掛かったときは状況に応じ作業を一時中断する等の措置を講じること。

Ⅱ　出動基準

受注者は、下表の基準に達したとき除雪作業を実施するものとする。ただし、事前協議が必要な工種（運搬排雪を除く。）については、業務担当員と実施日時、区間、作業方法、使用機械、予定時間等を協議し実施しなければならない。

<table>
<tr><th>区　分</th><th>出　動　基　準</th><th>事前協議</th></tr>
<tr><td>新雪除雪</td><td>（１）ほぼ連続した降雪があり、新たな積雪が下表の基準に達したとき。
<table><tr><th>昼　　夜</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>１０cm 以上</td><td></td></tr></table>（２）前項に定める基準のほか、気象情報、路面状況、降雪強度等を総合判断し概ね下記のような場合のとき
①今後の降雪により、積雪が１０cm を超えることが予想される場合。
②交通量が多く、圧雪による交通障害の発生が予想される場合。
③風雪や地吹雪等による吹溜の発生が予想される場合。
（３）業務担当員の指示によるとき。</td><td>不　要</td></tr>
</table>

運搬排雪	（１）拡幅除雪作業では車道有効幅員の確保が困難になった場合、又は路線の平均雪堤高が 2.0m 程度となった場合。 （２）主要な交差点部において、車道横の雪山が高く堆雪余裕もない等、安全な交通の確保ができないと判断した場合。 （３）業務担当員の指示によるとき。	必　要
附帯除雪	（１）人力による作業が必要な事象が発生したとき。 （２）業務担当員の指示によるとき。	必　要

１４　実施方法

Ⅰ　除雪目標

（１）除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりとする。

区　分	道路（交通量）	除　　雪　　目　　標
		所定の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力１車線以上の確保を図る。

Ⅱ　作業方法

（１）除雪作業水準は、次のよることを標準とする。

工種	作　業　水　準	路面管理水準
新雪除雪	（１）所要の幅員を確保すること。 （２）路面は、圧雪が厚く形成されないように仕上げるものとし車輌の走行に支障があってはならない。 （３）既に圧雪化している部分があるときは、路面整正を同時に行い、作業直後に路面整正を再度行うことがないように仕上げること。	（圧雪厚） ３０cm 以下
運搬排雪	（１）路側等の堆雪を排除し、路面は通行上支障になる段差が生じないよう仕上げなければならない。 （２）拡幅排雪は、縁石が見える程度まで切り込み、必要に応じ雪堤の頭落としをして仕上げなければならない。 （３）積み込み時にこぼれた雪を路面上に残さないこと。	
附帯除雪	（１）附帯除雪は各作業の目的に応じて仕上げるものとし業務担当員の指示によるものとする。	

（２）運搬排雪

①　受注者は、排雪作業を実施するときは、具体的な日時・区間・使用機械・運搬車台数・運搬経路・交通規制方法等について業務担当員と協議のうえ、作業を実施するものとする。

②　排雪作業を実施する場合は、交通整理員等を配置し作業の安全を確保しなければならない。

③　雪堆積場の場所は特記仕様書に定める。

④　排雪運搬車に取り付ける差し枠は、荷台アオリから左側６０cm、右側８０cm の高さとし、長さは荷台全長を超えないものとする。また、側面に「留萌市運搬排雪車」及び「会社名」を標示しなければならない。

⑤　差し枠を取付けた車両を土砂、砂利等の運搬に使用してはならない。

（５）保安施設

① 保安施設は、任意仮設とする。施設は「土木工事仕様書」に示す「交通安全の管理基準」に準じたものとする。

（６）その他

① 他の道路との交差点では、段差を生じないよう摺り付けして仕上げること。

１５ 出来高管理

（１） 各作業の出来高は、次により算定するものとする。

工　種	種　別	測定単位	測定方法	測定基準	摘　要
新雪除雪 運搬排雪	機械除雪	時間（分）	タコグラフ及びＧＰＳ（貸与）	出動日１回	タコグラフを運転日報に添付 （コピーによる提出） 原本は運行管理者が保管
運搬排雪	排雪量	体積（㎥）	雪捨場搬入回数	作業日毎	積載量×運搬回数
附帯除雪	人力作業	時間	工種毎出来高量	作業日毎	人工数×時間

１６ 確認写真の撮影

（１）出来高管理写真の撮影は次によるものとする。

工　種	撮影区分	撮影種目	撮影管理
新雪除雪	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	撮影頻度 ・作業前の状況写真 工種毎、出動毎に１箇所１枚以上撮影すること。 ・作業中～作業後の状況写真 工種毎、出動毎に１箇所１枚以上を撮影すること。 全ての出動機種及び実施路線を網羅する必要はないが、出動に対する必要性の分かる写真撮影に努めること。また、原則、作業前撮影箇所と同一箇所の撮影とすること。 １シーズンで全ての委託路線を１枚以上撮影するように考慮のこと。
	出来高確認写真	作業前の状況写真 幅員、路面状況写真 作業後の状況写真	
運搬排雪	作業状況写真	作業中の状況写真 雪堆積場状況写真 安全管理関係写真	撮影頻度 ・作業前（堆雪状況、雪堤計測）、作業中、作業後（幅員、路面、雪

	出来高確認写真	堆雪状況写真 幅員、路面状況写真 雪堤計測状況写真 作業後の確認写真 ダンプ空積み、積載状況写真	堤計測）の確認写真 運搬排雪１回・１路線毎に３枚程度とし、300m未満の路線については１枚程度とする。 作業後の雪堤計測写真は、カット排雪のみ撮影する。幅員写真は作業後のみ、路線毎に１枚程度の撮影とする。 ・その他の作業状況写真 雪堆積場の状況写真は運搬排雪１回に作業前、作業中、作業後各１枚程度とし、交通誘導等の安全管理に関するものは実施応じた撮影とする。ダンプ空積み写真は積載重量毎（4ｔ、10ｔ等）に１枚と撮影とする。積載状況写真は使用したダンプ車両台数を、ナンバープレートを入れて全車両分を撮影する。
附帯除雪	出来高確認写真	作業前の状況写真 作業後の状況写真	撮影頻度 ・作業日、作業内容毎に１枚程度 業務実施路線を全て網羅する必要はないが、出動に対する必要性の分かる写真撮影に努めること。
	作業状況写真	作業中の状況写真 安全管理関係写真	

※撮影頻度については、上記を標準とするが、降雪等の状況により業務担当員と協議すること。

（２）撮影した出来高管理写真は、路線、作業日、工種毎に整理し、業務処理状況報告書に添付しなければならない。

１７　安全管理

（１）受注者は、業務に従事する者全員に対し、安全講習、訓練等を事前に実施しなければならない。

（２）業務にあたっては、通行人、通行車両に十分注意を払い、一般の交通の安全を確保しなければならない。特に路上で一般交通を遮断せず行う場合は、一般交通に影響を及ぼさないとともに、業務の安全を確保することとする。

（３）受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故あるいは人身にけがを負わせたとき、また第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅延なくその状況を業務担当員に報告しなければならない。

（４）投雪、飛雪方向・距離を十分考慮し、歩行者や沿道施設に損傷を与えたり、雪崩を発生させることの無いよう作業しなければならない。

（５）除雪機械の後退時、狭隘箇所、見通しの悪い箇所、日中の２次的作業その他危険が予測される作業時には、助手は必ず車外に降りて、周囲の安全を確保しなければならない。

（６）異常降雪、地吹雪等により、視界が悪化し作業の安全確保が困難と判断されるときは作業を一時見合わせ、業務担当員に報告しその指示を受けること。

（７）受注者は、安全巡視員を常駐させ、作業区間内における巡視、点検連絡調整等を行い、安全確保に努めなければならない。

（８）除雪機械には「留萌市除雪車」及び「会社名」を標示しなければならない。

（９）除雪機械には、作業を明示する「黄色の回転灯」「作業中注意」等の標識を設け、通行人及び通行車輌等に作業中の危険を標示しなければならない。

（１０）受注者は、作業従事者の健康管理に十分留意するとともに、長時間の連続作業となる場合は、適宜交代要員を配置する等、過労防止に努めなければならない。

（１１）受注者は、機械車輌の作業中の故障に備え、修理に必要な部品材料及び体制を確保しておかなければならない。

（１２）作業に伴い交通規制が必要な場合は、事前に業務担当員に報告すること。

１８　自動車損害賠償保険

（１）この業務における公道上で使用する機械若しくは車両は、すべて任意自動車損害賠償保険に加入しなければならない。

（２）受注者、当該保険に係る写しを業務担当員に提出し、確認を受けなければならない。

１９　臨機の措置

（１）受注者は、異常降雪、地吹雪、雪崩その他危険により、交通の確保が困難になったときは、直ちに通行止めその他必要な処置を講じ、業務担当員に報告しその指示を受けること。

２０　設計図書の数量数位

（１）工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の工事費内訳書において、数量欄に計上する数量は、表１に定める数位を標準とする。

ただし、時間で計上するものは単位限（分以下切り捨て）を標準とする。

（２）単位限に満たない場合は、有効数字上位１位の数量を数位とする。（２桁以下切捨て）

表１　集計数量数位

数　　量	数　　位	適　　用
１，０００　未満	有効数字上位２桁	３桁以下四捨五入
１，０００　以上	有効数字上位３桁	４桁以四捨五入

２１　参考図書

本要領に示されていない事項については、下記の基準、指針、示方書に準拠するものとする。

（１）土木工事共通仕様書（北海道建設部監修）

（２）道路事業設計要領（北海道建設部道路課監修）

（３）道路関係技術基準（道路事業設計要領参照）

２２　この要領に定められていない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

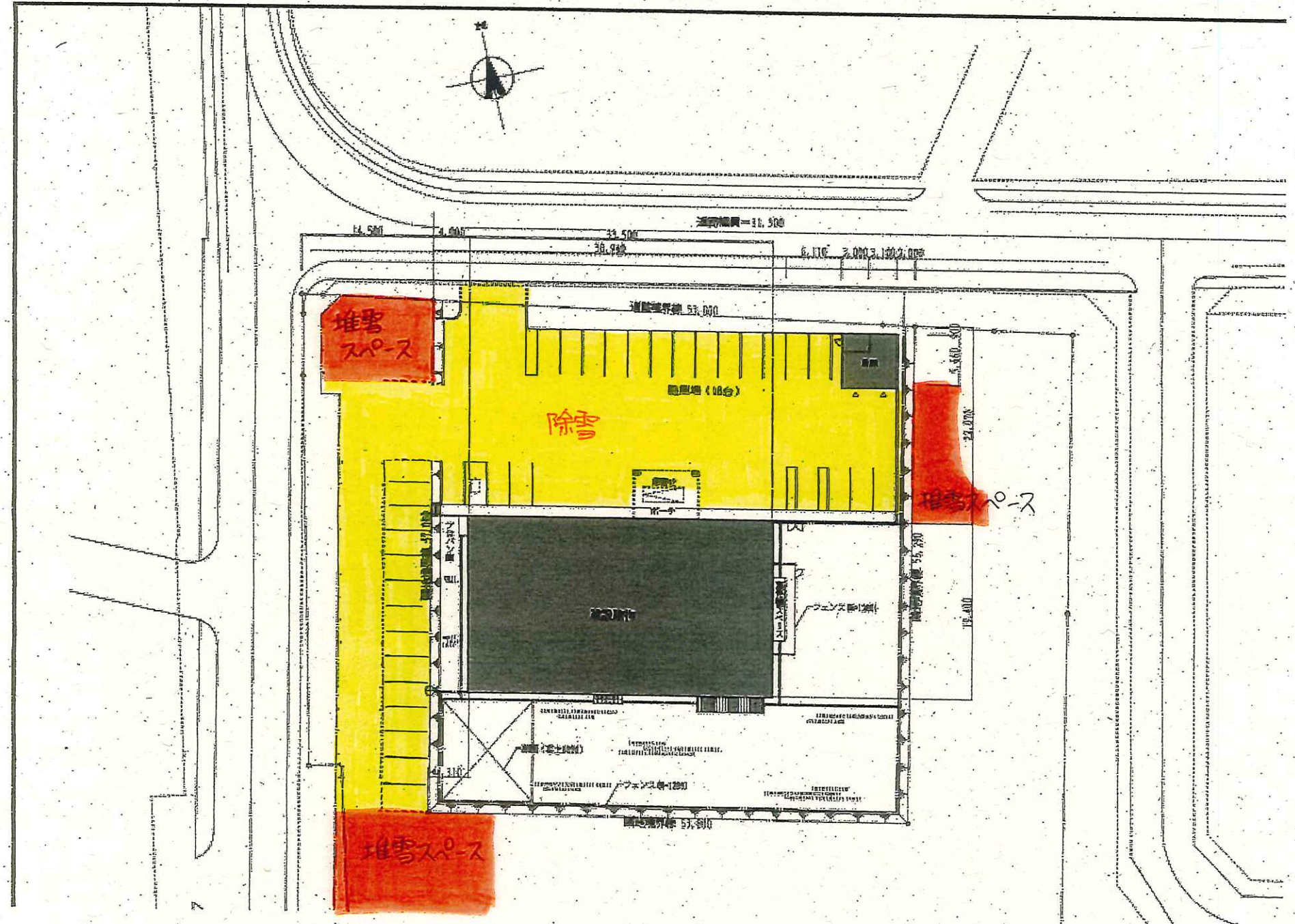
堆雪
スペース
除雪
堆雪スペース
堆雪スペース